

収 入
印 紙

課 長	係 長	係

(工事請負契約)

請 書	
令和 年 月 日	
東久留米市長 殿	
住所	
氏名	
〔 法人の場合は 名称及び代表者名 〕	
印	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
契 約 保 証 金	免 除
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 払 条 件	完了後一括払い
	検査完了後発注者が適法な支払請求書を受理した日から起算して 40 日以内とする。
支払遅延利息	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)の定めるところによる。
上記の工事をお請けするについては、次の事項に従い、誠実に履行いたします。	
1 履行期間内に本工事の完成を厳守すること。	
2 工事が完成し引渡しをするときは、貴職(検査員等)の検査に合格しなければならないこと。	
3 工事の施行及び現場内の取締りに関しては、すべて貴職(監督員等)の指揮監督に従うこと。	
4 工事の使用材料は、貴職(検査員又は監督員)の検査を受け合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。	
5 地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施行するときは、貴職(監督員)の立会いのもとに施行すること。	
6 工事について図面又は仕様書に明示されていない事項であっても、工事の性質上当然必要なものは、貴職の指示に従い自己の負担で施行すること。	
7 工事の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は履行期間の延長の請求はできないこと。	
8 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。	
(1) 10 及び 11 以外の理由により、履行期間内に本工事が完成しないとき。	
(2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。	
9 8 に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払うこと。	
10 天災事変その他請負人の責に帰することができない理由によって、履行期間までに完成の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期間内に貴職に履行期間の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、11 に定める遅延違約金を支払うこと。	
11 10 以外の理由によって、履行期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完了する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金(履行期間の翌日から起算して遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項に基づき、財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。))を乗じて得た額(100 円未満は切捨てる。))を支払い、工事を完成させること。	